



2022年2月24日

各 位

会 社 名 ユニ・チャーム株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高原 豪久
(コード：8113 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 経理財務本部長 島田 弘達
(TEL 03-3451-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の当社第62期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の記載の変更

事業内容の記載を整理するとともに、今後取り扱う可能性のある事業に機動的に対応できるようにするため、当社定款の事業目的を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社現行定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めると共に、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ② 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年3月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年3月25日（予定）

以上

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">下記の製品の製造および販売<ul style="list-style-type: none">ベビー用紙おむつ、ウェットティッシュ、母乳パッド等のベビーケア製品生理用ナプキン、パンティライナー、尿吸収ライナー、生理用ショーツ、タンポン等のフェミニンケア製品シートクリナー、一般用ウェットティッシュ、化粧パフおよび掃除用品等のクリーン&フレッシュ製品大人用紙おむつ、介護用品、マスク等のヘルスケア製品ペットフードおよびペットケア用品紙類、包装資材、日用雑貨品および衣料品化粧品、医薬品、医薬部外品、医療機器、医療用具、動物用医薬品、動物用医薬部外品、肥料、飼料、試薬品、化学薬品および化学工業製品下記原材料、副資材の加工および印刷、ならびに製造、販売<ul style="list-style-type: none">紙類、パルプ類、綿類、不織布類およびその副産物フィルム類およびその副産物前各号に関連するプラント、機械装置、機器の設計、製造、据付および売買ならびに技術指導衛生、健康、介護に関する情報提供、サービスの実施および指導ならびにそれらの技術者の養成情報処理および通信業務受託ならびにソフトウェアの開発および販売広告事業、出版事業および各種催物の企画、実施不動産の管理および賃貸業ならびに総合リース業損害保険代理業および生命保険募集業金融業倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業研修所等の施設の運営労働派遣法による労働者派遣事業再生可能エネルギー等による発電事業および電気の供給、販売等に関する事業前各号の製品、原材料および副産物の輸出入前各号に附帯する一切の業務	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">不織布・吸収体商品の製造、販売および輸出入 <p>(2) 衛生、健康、介護に関するサービスの提供</p> <p>(3) その他適法な一切の事業</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利</p>	<p>(削 除)</p>

<p><u>用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p>1. <u>現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>